

日時：令和5年5月24日（水）14：30～

場所：個人情報保護委員会 委員会室

出席者：丹野委員長、小川委員、中村委員、大島委員、浅井委員、加藤委員、藤原委員、梶田委員、高村委員、松元事務局長、三原事務局次長、山澄審議官、森川総務課長、吉屋参事官、香月参事官、小嶋参事官、片岡参事官、石田参事官、松本研究官

○森川総務課長 それでは、定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、全委員が御出席です。

以後の委員会会議の進行につきましては、丹野委員長にお願いいたします。

○丹野委員長 第243回個人情報保護委員会を開会いたします。

本日の議題は二つございます。

議題1「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律の医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構への対応方針について」、事務局から説明をお願いいたします。

(内容について一部非公表)

○事務局 資料に基づきまして、説明をさせていただきます。

本事案の概要について説明をさせていただきます。次世代医療基盤法における医療情報取扱事業者である独立行政法人国立病院機構（以下「NHO」という。）宇都宮病院が、次世代医療基盤法の認定匿名加工医療情報作成事業者である一般財団法人日本医師会医療情報管理機構（以下「J-MIMO」という。）に提供した医療情報の中に、次世代医療基盤法第30条第1項柱書の通知が行われていない患者、いわゆる未通知患者の医療情報が含まれていたことが判明したものでございます。

当委員会としましては、NHOから個人情報保護法第26条第1項に基づく漏えい報告速報が5月19日付けで提出されております。

今後の方針でございます。NHOにつきましては、個人情報保護法第146条第1項に基づく報告徴収を実施するとともに、ヒアリング、追加調査を引き続き実施し、確認された問題点につきまして、個人情報保護法第147条に基づく指導等の要否を検討することとしたいと考えております。

資料1、公表資料でございます。本事案につきましては、公表資料の範囲で公表したいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○丹野委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、一言申し上げます。今の御報告にあったとおり、昨年に発覚した次世代医療

基盤法上の医療情報取扱事業者等による漏えい等事案に加えて、今回は独立行政法人国立病院機構（NHO）による漏えい事案等が発覚いたしました。このような事案が複数回発生することは、医療情報を提供する患者本人はもちろんですが、次世代医療基盤法における制度の信頼をも根本から揺るがすものと言えます。

当委員会としては、徹底した調査を行い、それを踏まえて委員会として必要な対応をしっかりと行っていくことが重要であるものと考えます。

それでは、特に御意見がないようですので、原案のとおり決定いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。事務局においては所要の進めを進めてください。

また、本議題の資料、議事録及び議事概要の取扱いについてお諮りいたします。事務局からの説明のとおり、本議題は、事案の社会的な影響を勘案し、配付の公表資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分を、準備が整い次第、当委員会のホームページで公表し、それ以外の資料と当該資料に係る議事録、議事概要の部分については公表しないこととしてよろしいでしょうか。

御異議がないようですので、そのように取り扱うことといたします。

それでは、次の議題に移ります。

議題2「監視・監督について」、事務局から説明をお願いいたします。

（内容について非公表）

それでは、本日の議題は以上でございます。

本日の会議はこれで閉会といたします。